

○宮崎大学医学部附属病院診療情報管理部運営委員会規程

〔 令和3年3月17日  
制 定 〕

改正 令和3年7月21日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院診療情報管理部規程第8条第2項の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院診療情報管理部運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、診療情報管理部の運営に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 診療情報管理部長
- (2) 診療情報管理部副部長
- (3) 診療録監査・インフォームドコンセント委員会委員長
- (4) DPC コーディング委員会委員長
- (5) 保険診療委員会委員長
- (6) 病院情報システム運用推進会議議長
- (7) 医事課長
- (8) 診療情報管理室長
- (9) 診療報酬管理室長
- (10) 医療情報システム管理室長
- (11) その他委員長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、診療情報管理部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する者が、その職務を代行する。
- 4 委員長は、委員会において審議した結果を病院長に報告するものとする。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。